

つくばみらい市保育施設利用調整基準表

保育施設利用調整について

保護者の保育の必要性を点数化し、優先度(下記【基本点数】と【調整点数】の合計点数)の高い方から希望施設への利用を決定します。第1希望の施設が定員を超えた場合、第2希望以下の施設への利用を決定します。

ただし、優先度を判断するための必要書類が未提出の場合、点数の加算はありません。

なお、原則として、つくばみらい市民(転入予定の方を含む)が優先となります。

つくばみらい市保育施設利用調整基準表

(R8年4月入所分から適用)

番号	基本点数(1人につき1つ選択)				
	事由	細目	保護者の状況	点数	
1	就労 (内定含む)	就労	1日8時間以上	10	
			月20日以上 1日6時間以上～8時間未満	9	
			1日6時間未満	8	
		月15日以上	1日8時間以上	8	
			1日6時間以上～8時間未満	7	
			1日6時間未満	6	
	内職	月15日以上	1日7時間以上	5	
			1日5時間以上～7時間未満	4	
			1日5時間未満	3	
2	就学		月160時間以上	8	
			月140時間以上～160時間未満	7	
			月120時間以上～140時間未満	6	
			月100時間以上～120時間未満	5	
			月64時間以上～100時間未満	4	
3	出産	出産予定月をはさんで前1ヵ月、後2ヵ月の計4ヵ月	9		
4	病気・ 障がい 等	病気・ 負傷	入院	1ヵ月以上の入院または緊急性のある入院	10
			自宅療養	医師が1ヵ月以上の常時臥床を要すると診断した場合	10
				1ヵ月以上の定期通院を要し常時保育が困難な場合	8
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級		10	
		身体障害者手帳3級(聴力のみ4級)、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級、障害年金3級		8	
その他	上記以外の病気・障がい等で保育に支障がある場合		6		
5	介護・ 看護	入院付添	1ヵ月以上、常時付添にあたる場合	10	
			介護・ 看護	月20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合	9
				月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合	8
				月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合	7
				月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合	6
6	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている	10		
7	不存在	死別、離別、行方不明、拘禁中	10		
8	求職中	起業の準備を含む求職活動中である	2		

調整点数(複数選択可)				
番号	類型	細目	点数	
1	児童の状況	同伴就労	週4日以上同伴	2
			週3日同伴	1
		一時預かり・認可外保育施設	週4日以上利用	12
			週3日利用	1
		別居親族等	週4日以上預けている	2
			週3日預けている	1
		上記の保育を複合している場合	週4日以上預けている	2
			週3日預けている	1
		認可保育施設を利用している	6	
		幼稚園在園中であり、預かり保育を利用している	3	
		転所希望	きょうだいのいずれかが利用中の認可保育施設への転所を希望する	8
			転入や市内保育施設の入所保留等、やむを得ない理由により市外認可保育施設を利用しており、市内認可保育施設への転所を希望する	10
認定こども園の幼稚園部を利用して、同一施設での保育を希望する	4			
地域型保育を卒園し、認可保育施設への入所を希望する	30			
市内認可保育施設から市内認可保育施設への転所を希望する※1	▲200			
2	きょうだいの状況	きょうだい認可保育施設を利用している(入所希望年度の就学児を除く)	10	
		入所申込中のきょうだいの入所が決定した場合	2	
3	父母の状況	産休・育休復帰期間である	12	
		市内の認可保育施設に保育士等として月20日以上 1日8時間以上就労している	50	
		市内の認可保育施設に保育士等として月15日以上 月64時間以上就労している	45	
		単身赴任で常時不在※3	2	
		生計の中心者が倒産、会社都合による失業のため求職中	20	
		身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳B以上、障害年金1・2級、難病受給者証を有している(1人につき)※3	4	
		身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳3級(聴力4級)、療育手帳C、障害年金3級(1人につき)※3	3	
上記以外の障がい者手帳(1人につき)※3	2			
4	世帯の状況	生活保護受給世帯	10	
		同居親族(保護者・申込児童を除く)が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、特別児童扶養手当の受給対象児童がいる、障害年金を受給している	2	
		児童の両親がともに死亡又は行方不明	70	
		ひとり親世帯	60	
		上記「ひとり親」に該当しないもの	拘禁中	20
			行方不明	20
5	その他	離婚前提別居中	12	
		児童虐待・DVの防止及び予防のため、特別支援が必要な場合	60	
		上記以外の特別な事情のある場合	2~20	

※1 きょうだいを利用している保育施設への転所を希望する場合を除き、転所は利用調整において優先度が低くなります。

※2 就労証明書に単身赴任中であることが記載されている場合のみ加算となります。

※3 基本点数が「病氣・障がい等」の場合は加算されません。

減算	児童の保育を期待できる60歳未満の祖父母がいる	▲2
	就労内定中の場合(派遣会社の登録を含む)(1人につき)	▲1
	保育料を理由なく過去3か月以上滞納している	▲10
	自己都合による入所辞退	▲10
	希望園に入所ができなかった場合は、育児休業の延長も許容できる	▲40
	保育料の滞納が6か月以上あり、誠意が見られないとき	▲40
	他市区町村に居住しており、つくばみらい市に転入予定がない世帯	▲300

・申込者のうち2人以上が合計点数かつ希望施設が同一となった場合、下表の順位により利用調整を行う。

優先順位	内容
1	基本点数の高い者
2	保護者が、①病氣・障がい、②災害復旧、③単身赴任で常時不在、である場合 ※①から順に優先とする。
3	下記項目により①から順に判断する。 ①きょうだいを利用中の施設への入所(転所) ②きょうだい同時申込み ③申請年度時点で養育している小学生以下の児童が多い ④入所希望月での保育料算定に用いる市民税所得割額が低い世帯(保護者合算) ⑤祖父母の状況 ⑥有償の施設で保育を実施している ⑦待機期間 ⑧その他